

令和7年度香川県コンベンション誘致対策事業補助金について

補助金額

項目	基本助成額	参加者別助成額
国内大会・国内学会	一	県外参加者の総数に300円を乗じた額 (エクスカーション助成を含め300万円を限度)
国際会議	30万円	海外参加者の総数に10,000円を乗じた額 (基本助成額及びエクスカーション助成を含め500万円を限度)
エクスカーション助成		エクスカーションに参加した県外参加者の総数に500円を乗じた額 (10万円を限度)

* 補助金算定額に千円未満の金額が生じる時は、切り捨てます。
* 本補助金の額は、助成限度額に関わらず、知事の認める事業費から、消費税及び地方消費税を除いた額の25%以内とします。
* 知事の認める事業費とは、人件費（専任スタッフ、臨時要員等）謝礼金、招待者等旅費、印刷製本費、通信費、会場費、会場設営費、会議費（事前打合せ等会議費、懇親会、アトラクション経費等）、エクスカーション実施経費をいいます。
* エクスカーション助成とは、大会等の主催者が計画し県内において実施する視察旅行に対し助成するものです。

補助要件

【国内大会・国内学会】

- ① 国内大会は、参加者が1,000人以上のもの、国内学会は、参加者が300人以上のもの。
- ② 参加者のうち県外参加者の占める割合が50%以上のもの。
- ③ 開催日数が2日以上のもの。（開催日数にはエクスカーションを含める）
- ④ 香川県を含み30都道府県以上からの参加があるもの。
- ⑤ 開催日の属する年度前2年度間において、本補助金の交付を受けていないもの。

【国際会議】

- ① 日本を含めて3カ国以上から50名以上の参加があるもの。
- ② 参加者のうち海外参加者の占める割合が20%以上のもの。

注：以上の要件を満たすものでも、次のいずれかに該当するものについては、補助金の対象となりません。

- イ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの。
- ロ 専ら営利又は福利厚生を目的とするもの。
- ハ 国又は県が主催するもの（ただし、国又は県が他団体と共に事業であり、かつ財政支出を伴わないものを除く。）。
- ニ 本補助金とは別に県が補助金等の交付をするもの。
- ホ その他知事が不適当と認めたもの。

申請方法

- 1 コンベンション開催の2週間前までに、香川県コンベンション誘致対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表①の添付書類を添えて、香川県交流推進部交流推進課（TEL：087-832-3380、住所：〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号）まで提出してください。
- 2 審査により本補助金の交付が決定されると、その決定内容をお知らせします。
- 3 コンベンションの内容を変更しようとするときは、コンベンション終了までに香川県コンベンション誘致対策事業変更承認申請書（第2号様式）を提出する必要があります。また、コンベンションを中止又は廃止しようとする時は、香川県コンベンション誘致対策事業中止（廃止）届出書（第3号様式）を速やかに、交流推進課まで届け出てください。
- 4 コンベンションの終了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、香川県コンベンション誘致対策事業実績報告書（第4号様式）に別表②の添付書類を添えて、提出してください。
- 5 事業実績報告書を審査し、その内容が適正であると認められる場合には補助金額を確定し、その確定内容をお知らせします。交付決定額以上の補助はできません。
- 6 通知を受け取った後、直ちに補助金請求書を交流推進課まで提出してください。なお、申請者と振込先口座名義が違う場合には、委任状が必要です。
- 7 本補助金の支払いは精算払いとなります。

別表（以下のほか、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。）

① 交付申請書 添付書類	事業計画書、収支予算書、都道府県別参加者（予定）一覧表、 国別参加者（予定）一覧表（国際会議のみ）
② 実績報告書 添付書類	状況報告書、収支決算書、都道府県別参加者一覧表、国別参加者一覧表（国際会議のみ）、参加者名簿、補助金額の4倍以上支出したことが分かる書類（領収書の写し等）

個人情報の取扱いについて

補助金額の算定は参加者数を基にしているため、参加者名簿の提出を主催者の方に求めておりますが、収集した個人情報は、目的以外の事務で利用したり、他の機関へ提供したりするようなことはございません。